

令和7年7月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年7月10日（木）午後2時 田辺市文化交流センターたなべる 2階 大会議室

農業委員数19名

出席者16名

1番 山崎 清弘 3番 鈴木 一弘 4番（代理）山本 弘晴 5番 福嶋 隆
6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司 9番 坂本 隆英
10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸 13番 上森 力
14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 17番 長嶺 博司 19番 峯園 五郎

欠席者 2番 田中 輝勇 4番 中嶋 正行 16番 川井 洋之

18番 松本 平男

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安

議長

皆さんこんにちは、暑いですねえ、今年は先月の27日に近畿地方の梅雨明けが宣言されました。例年だと大体7月の20日前後なんで、かなり早い、記録的な早さということになると思います。梅雨明け以後は、昼からは外へ出るのが大変なくらい暑い、そういうふうな体感をしています。私のところは梅干しをしているんですけども、大体毎年7月の20日くらいから干すようにしているんですけど、この調子だったら、その時期はまだかなり暑いから焼けるんじゃないかと思って、8月に入らんとあかんかなあと思案しているところです。それから、地球温暖化等に関係があるかどうかわかりませんが、鹿児島県のトカラ列島近海では、先月の21日から地震が相次いでおり、昨日までに震度1の地震が1725回観測されたという報道がありました。単純に日数で割りますと1日平均90回、震度1以上の地震があるということで、大変だと思います。とりわけ、十島村の悪石島で強い地震が続いており、一日も早く収まることを祈るばかりでございます。さらに、霧島連山の新燃岳では、先月の27日から噴火が継続して火山活動が活発な状態が続いております。桜島でも6日朝から断続的に噴火が観測されております。地球温暖化が関係しているのかわかりませんが、人間の力ではどうにもならない自然の怖さというものを感じます。みかんを作っている方、除草剤をされる方、いろいろ大変だと思いますけれども、熱中症にかからないよう、無理しない様子ががんばっていただきたいと思います。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定についての申し出がありますので、併せて、事務局から説明をお願いします。

農振課 南山

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 086㎡の内1, 560㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年6月12日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 214㎡、他8筆、合計8, 102. 66㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年5月29日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について

説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、372㎡、他2筆、合計2,795㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、137㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、農業公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年9月1日から令和27年8月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,327㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、農業公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年9月1日から令和10年8月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、310㎡、他2筆、合計953㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、農業公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年9月1日から令和17年8月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、902㎡、他1筆、合計1,649㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、農業公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、347㎡、他1筆、合計575㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、農業公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、686㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、農業公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日の新規です。合計7件、13筆、6,336㎡、貸し手7名、公社を通じて借り手7名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番について、借受人は〇〇の方なのですが、本日欠席の〇〇委員から依頼されている私の方から説明させていただきます。〇〇さんは非農家であり、借受人の〇〇さんは外にもかなり農地を借りて耕作されているということで、異議ございません。4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の〇〇さんという方は、大変農業に熱心な方です。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番、7番について、異議ございません。

議 長 はい、以上7件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らっ

		てよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。南山君、ありがとうございました。
		(農振課 南山退席)
議	長	はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、2 番田中輝勇委員さん、4 番中嶋正行委員さん、1 6 番川井洋之委員さん、1 8 番松本平男委員さんより欠席の届けが出てございます。4 番中嶋委員さんの代理で山本弘晴推進委員さんに出席を賜っております。本日の会議録署名委員に、1 4 山本敏夫委員さん、1 5 番高田幸安委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第 1 号農地法第 3 条申請について、議案第 2 号農地法第 5 条申請について、報告第 1 号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第 1 号農地法第 3 条申請について、事務局の説明をお願いします。
近藤	事務員	1 ページをお願いします。議案第 1 号農地法第 3 条申請を説明させていただきます。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 6, 6 2 4 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 6 7 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。3 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は 1, 3 5 5 m ² 、他 2 筆、合計 3, 5 6 4 m ² の内 2, 2 7 5 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1 0, 6 4 6 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、成年後見人、〇〇〇〇 (持ち分 6 分の 3)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分 6 分の 1)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分 6 分の 1)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分 6 分の 1)、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。5 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 2 4 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1, 8 8 0 m ² 、他 4 筆、合計 4, 3 2 6 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 7 2 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は 8 0 4 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は 8 0 m ² 、他 4 筆、合計 1, 1 6 4 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。1 0 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1 6 9 m ² 、他 1 筆、合計 3 8 3 m ² 、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上 1 0 件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第 3

条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは、畑が隣接しているということで、譲受人の〇〇さんのモノラックが、譲渡人の〇〇さんの畑を通らせてもらってたんですけども、譲渡人の方が管理できなくなって放任状態になってきたということで、譲受人の〇〇さんが買うことになったということです。異議ございません。2番の〇〇〇〇さんの件については、お互いの畑を交換したということで、問題ないと思います。異議ございません。3番についても、営農計画書もあり、何ら問題ないと思います。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。前回のあっせんの案件です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人の方が、〇〇に在住のため、譲渡人の方にお話を聞いてきました。譲受人の方は定年を迎えたかで、元々〇〇の人だったんですけども、こちらへ帰ってきたいということで、家を探していたそうです。それで不動産屋同士のマッチングで家を買うことになったんですけども、その傍に少ない面積ですけど農地があったとのことで、昔野菜を作ったことがある、こちらへ帰ってきたら野菜を作りたいというので購入に至ったということを聞いております。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんにつきましては、農地を処分していきたいということで、〇〇君は、去年新規就農されてバリバリやっていこうという意気込みがある青年でございます。異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんの自宅がこの畑と隣接しているので、購入するということです。異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この案件は〇〇委員さんの案件ですが、異議ありませんとのことです。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番、10番について、異議ございません。

議 長 はい、以上10件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 7ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,370㎡の内420㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇

〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場15台、420㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は一時転用となっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は農用地区域内農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,184㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は872㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は891㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は998㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇(持分10分の7)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分10分の3)、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は892㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は店舗1棟(ドラッグストア)、1,732.81㎡、駐車場78台、3,104.19㎡、合計4,837㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和6年10月24日抜きとなっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんに立地している区域に近接しているため、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、1番につきましては、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。2番につきましては、事前にお目通しいただいております意見書が提出されております。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議

長

はい、ありがとうございます。ここで、個別の審議に入る前に、少し時間をいただいて、事務局の説明の補足説明と、法令の解釈、これが一番大事になってきますので、話をさせていただきます。ご承知の通り、転用許可申請については、申請者において、事前に許可条件に抵触しないように、慎重に検討していただいております。ですので、ほとんどの案件については、営農条件に支障がないというものになっております。ただ、近隣の営農者の意見書を読んでいただいていると思いますが、いろんなことが懸念されるので、農業がしにくくなるということで、廃園せざるを得ないという考え方もあるようです。個々には様々な考え方がありますので、一概にどうしたらよいという、そういうものではありませんが、農家がこれ以上耕作を続けることができない、そういうふうを考えていることについては、大変つらい状況であるということで、重く受け止めなければならないかなと思います。そこで、我々農業委員会としては、何事も法令、規則、規定、そういうものをきちんと解釈したうえで、慎重に判断をする、そういうことになります。すでに皆さんご存知と思いますが、農地法が制定された目的です。ちょっと読み上げてみます。農地法第1条、この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促

進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。こういうふうになっております。ものすごく大きく振りかざしておるんですけども、私自身法律には詳しくありませんけども、この条文を見ますと、農地を様々な観点から保全をしていくという姿勢が示されていると思います。イコール農家を守る、そういうことにつながると思います。周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、第5条第2項の4号の3つある内の最後の部分ですけども、周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合の解釈が重要になってくると思います。ただ、この条文だけを見たら、10人いたら10人考え方が違ってくると思うんです。なかなか法令の解釈というのは、10人が10人寄れば、いろんな考え方があるので、なかなか同じ方向にはいきにくいんですけども、この後、現地調査委員と、地元委員の所見を聞いた後に、皆様方から今回のこの案件についてのご意見を賜りたいと思います。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。8日の日に〇〇委員さん、事務局とともに調査をしてまいりました。今回は5条2件ですので、1番は私、2番は〇〇委員さんの方から説明させていただきます。1番は〇〇〇〇の案件ですけども、〇〇〇〇より北へ約700m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、南側、北側が畑、賃貸人所有地、西側が市道となっております。〇〇〇〇水利組合の同意書があります。転用理由選定理由は、〇〇〇〇の〇〇〇〇事業に伴う工事事務所の駐車場用地として、一時転用するものです。3年間の土地賃貸借契約です。転用内容は駐車場（15台分）で、盛土50cm、工事完了後は賃貸人に農地として返却します。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。特に周辺への影響はないと思われ、許可相当と判断いたします。以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番の案件ですけども、〇〇〇〇より南へ約200m、現況は田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田、賃貸人所有地、西側が田、賃貸人所有地と水路、南側が県道、北側が市道となっております。〇〇〇〇水利組合の同意書があります。転用理由選定理由は、賃借人は〇〇〇〇を拠点に、〇〇、〇〇エリアなどで多数のドラッグストアを展開しており、この度、田辺市内では、2店舗目として出店することです。30年間の土地賃貸借契約です。転用内容は店舗（ドラッグストア）、駐車場（78台分）で、盛土20cmから1m55cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、北側市道及び南側県道側溝へ放流することです。また、先ほど話にありました、消毒に関しまして、近隣に飛んで害になるのではなかろうかとのことですが、工夫をすれば駐車場に飛ばないで作業できると思います。さらに消毒に関しては、できたら、朝早めにする方が問題は解消できると思います。また、書類に関しては問題等もございませんし、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。現地調査委員さんの報告のとおりですので、異議ございません。

議 長 はい、2 番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。本日、地元委員の○○さんが欠席ということで、私の方から答えさせていただきます。この案件については、地元委員さんはじめ、事務局、非常にご足労というか、心を痛めていた案件だと思います。○○委員さんにつきましても、地元農業委員でもありますし、また、農業者でもあるということで、○○さんの言われていることも十分理解できると、私も○○で農業をしている身ですけれども、やはり、こういう問題というのは、少なからず起こっております。そういう点から言ったら、○○さんのことも十分理解できますし、○○さんの気持ちも十分わかります。今日は○○さんが欠席ということで、局長と係長と私で現場確認させていただきました。そういった中で、特に先程から言われていますように、著しく梅栽培に影響を与えるかと言えば、私も長年、梅、みかんを作っておりますけれども、私の目から見たら、工夫すれば、大きな影響は少ないかなと、そのように感じました。そういった中で、今後、こういう案件というのが、また出てくる可能性があるんですけども、致し方ないかなというように感じておりました。以上です。

議 長 それでは、いつもだったらどうでしょうかと聞くんですけども、今回は、委員さん方からそれぞれ思われる意見を集約してみたいと思います。どなたかございませんか。
 ○○番 委員 ○○番○○です。地図で見たら水路も挟んでますし、農家としては、気持ちとしては分かるが、農業委員会では問題ないという格好になるのかなと思います。

議 長 ○○委員さんとしては、周辺の農業者の意見も十分わかるよと、農業者としての複雑な思いがあると思うんですけども、やっぱり、いろいろ消毒なりするにも、4 m 離している。樹高の関係もありますので、我々農業しているものは、何日か前から天気予報をずっと見ながら、風のない日を選んで、朝起きてみて、やっぱり風吹きよるな、ちょっとやめとこうとか、そういう簡単にできるような問題ではないんですけども、許可相当になるんじゃないか、そういうご意見をいただきました。他にございませんか。
 ○○番 委員 ○○番○○です。事務局として、きちんと精査した上で、進達してほしいと思います。

議 長 ○○の事例以外の複雑な事例も探したらあると思います。農林水産省かその辺りに聞いたら、いろんな事例を教えてくれるんじゃないかとは思っておったんですけども、短期間でしたんで、難しいかもしれないですけども、今後、判断できる材料をお願いしたいと事務局に要請していきたいと思います。他にございませんか。
 ○○番 委員 ○○番○○です。私もこの近くに畑を借りておりますし、ある程度状況は把握しているつもりです。辞めずに何らかの保障をしてほしいとかいう話にはなっていないですよ。許可された場合は農業を辞めますというよ

		うな意見が出てきてますけれども、許可しないとはならないのではないかと個人的には思います。
議	長	それぞれ、農業委員さんが農業をやっておられる中で、様々な苦労をされていると思います。いろんな対処の仕方というのも、それぞれの委員さんで違うと思うんですけども、やっぱり、いろいろ苦労はするけども、様々な方法を用いて作物を栽培していくという、そういう努力というのを皆さん方はされて、住宅に近い園なんかでしたら、かなり気を使ってやられているとか、そういう場合もありますので、そういうことを照らし合わせてみたら、著しい影響とまではいかないんじゃないかなという、そういうご意見もいただきました。地元委員さん、現地調査委員さん、それぞれの考え方を述べていただきました。農地法第5条申請2件について、意見を集約しますと、許可相当として異議はないということでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして報告第1号農地使用貸借契約の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。
近藤	事務員	7ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は872㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年6月20日です。理由は親子で使用貸借契約を締結し、経営移譲年金を受給していたが、農地転用を行うため、合意解約を行う。以上1件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。経営移譲年金は合意解約したら止まるんですか。
近藤	事務員	毎回止まるわけではありませんが、今回の案件は止まります。今回の転用申請で、後継者に経営移譲していたものを、返還を受けて、ドラッグストアという農業関係のものでないものにする転用ですので止まります。中には理由によっては止まらないものもありますが、今回は止まります。
議	長	他にございませんか。ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。6月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件と、5条申請2件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。
松平	係長	（田辺市農地移動適正化あっせん基準（案）について説明）
〇〇番	委員	あっせん委員の人数に関して質問あり
松平	係長	今まで通り地区の委員さん全員で当たっていただきたい旨を説明
〇〇番	委員	買受人の選定について質問あり
松平	係長	今まで通りで特に変わることはないことを説明
議	長	貸借のあっせん調書について意見あり
松平	係長	国のあっせん事業実施要領を基にしていることを説明し、意見を反映している部分について説明
議	長	この案のまま承認するのはどうかと思う。もうちょっと協議を重ねんと。今日のところはこのくらいで、この件は時間をかけんとあかんと思うんで。

来月、8月の農業委員会で、もう一回同じように意見を聞くような段取りで行きましようか。はい、本日の委員会はこれで終わりたいと思います。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

〇〇時〇〇分終了